

現代各国の農地改革における政策手法の比較分析

井上 隆

日本大学大学院総合社会情報研究科

Comparative Study of Agrarian Reform Policies in Modern Countries

INOUE Takashi

Nihon University, Graduate School of Social and Cultural Studies

This comparative study analyzes the agrarian land reform policies of modern countries, identifies factors related to their successes and failures, and provides recommendations to current land policies in developed countries. Measures of agrarian land reform policies can be classified into three types: legal measures, direct administrative measures, and economic measures. Each measure has respective features for effectiveness and validities. The legal measures for land redistributions are of central importance in agrarian reforms. The economic measures are secondary policies that complement the legal measures. The direct-administrative measures allow intervention by governments into markets and societies, which has often resulted in highly negative outcomes. A proper policy mix cognizant of the known effects of the three types of measures is required for successful agrarian reforms.

1.はじめに

戦後の日本の農地改革は短期間で大きな成功を収めた戦後改革と言われている。それは戦後の日本の経済発展と政治的安定の礎石となった。しかし、その農地改革も市街地や宅地を除外したもので、長期的かつ総合的な観点に立った国土計画の下に行なわれたものとはなりえなかった。高度成長期以前から現代まで継続する農業の衰退や農村の過疎化、都市部への人口集中、住宅政策の失敗等の様々な構造的問題の基底には農地改革が形づくった土地制度がある。同様に多くの国々で 1950 年代を中心として行なわれた農地改革も、解決できずに積み残した農地問題と農業問題のみならず、社会格差や経済構造の問題等、様々な功罪をもたらしてきた。従って、農地改革の再検討は現代の農業問題や住宅問題等の構造的な諸問題の解決においても重要である。従って、農地改革とは経済社会の全般にわたる様々な観点から設計し、施行しなければならない大規模な制度改革である。以上の観点をふまえ、当研究は 19 世紀後半から 20 世紀後半までの現代各国の農地改革で実施された様々な政策をその政策手法ごとに分類し、

比較分析を試みるものである。

2.農地改革の目的-自作農創設策の意義-

農地改革は農業と農地制度に起因する政治的、経済的、そして、社会的諸問題の解決、改善を目的としている。その方向は自作農創設策と国営化・集産化に大別できよう。現代では社会主義国による農業の国営化・集産化は失敗し、資本主義国における自作農創設策が世界的に合意された農地改革の方向となっている。それは多くの国々がそれぞれの土地制度史から、固定的な大土地所有が小作制と大農場制度の大きな要因だったという認識を共有しているからである。また、小作制が非生産的かつ反社会的であり、一方、自作農は社会厚生的にも好ましい農業経営形態で、経済性と技術面でも大土地農業経営に劣らないとの共通認識がある。¹先進国では小作制と大農場制度が民主化と近代化とともに自作農に転換していった。アメリカ南北戦争後の奴隷農場の解体とホームステッド法による大規模な自作農創設はその典型的な例である。²一方、多くの発展途上国では現代でも大土地農業経営が優位で、多大な弊害

の上に成立しており、社会と経済の構造的問題の要因となっている。また、農産物輸出によって先進国の農家を関税と補助金なしには経営できない状況に陥らせ、南北問題の一因ともなっている。

全分野で企業化・組織化が行なわれてきた資本主義先進国で、国際的な脆弱性を抱え、政府の保護を受けながら、農業だけが主に家族経営の自作農に担われ、それを理想としていることは奇異でさえある。しかし、人類の長い歴史を経て、小作制と大農場制度が自作農へと変容した。自作制として個別化が進んだ農業は、現代の大規模組織の弊害が顕現化している経済社会の中で、より民主的な社会的厚生を優先してきたと言える。

3. 農地改革の主体と対象

3.1 農地改革の施行の主体

実効性のある農地改革の前提条件として、改革を行う政府の積極性とその対象となる国民や農民組織等の強固な支持が重要である。しかし、具体的な改革の計画立案、立法、施行は、政府の司法・立法・行政と軍の全組織を挙げ、政府外の社会・経済組織の動員と協力を伴う全国的なものから、実効性に乏しい立法処置や名目的な行政方針まで程度の差が大きい。

そして、日本の農地改革で農地委員会が重要な役割を担ったように、一般的に農地改革では専門の行政機関や委員会が設立される。現代でも、農地改革が重要な課題である発展途上国では専門の省庁を設置している国もある。フィリピンでは 1971 年に農地改革省が設置され、ペルーでも 1969 年に農地改革・農村建設総局が農地再分配を行なった。³また、19 世紀後半からのアイルランドの農地改革では諸委員会が中心的役割を果たし、以後、多くの国の農地改革でも強い権限を持つ委員会が設置された。⁴社会主義国であったハンガリーでも、戦後、土地改革国家委員会と地方土地配分委員会が設置され、土地再分配の最終決定を行なった。⁵ハンガリーの例に限らず、農地改革で委員会は地方レベルにも創設されることが多い。台湾でも戦後の公有地払い下げにあたり、縣市に自作農創設委員会が買受け人の審査、価格決定等を行なった。⁶委員会方式は常設の省庁

を設置せずとも、目的を特化し、即応性のある施策が可能であることが、多くの農地改革で採用された理由である。

政府内外の組織の農地改革への関与の度合いは様々であり、立法と行政の間や、複数の行政機関の間、中央と地方で対立が起こることもある。フィリピンでは戦前から地主層に支配された中央と地方の議会によって、農地改革が妨害されてきたが、1954-1955 年のマグサイサイ (Ramón Magsaysay y del Fierro) 政権も議会の反対で、小規模な農地の再分配を行行得たのみだった。⁷ソ連崩壊後のロシアでは保守的な地域指導者によって土地改革が妨害されないように、各地区の土地改革委員会が国家土地改革委員会の直属組織として土地再分配を行なった。⁸

農地改革においては司法の関与が重要である。多くの農地改革では農地の収用や再分配、地代等に関連し、専門の裁判所が設置された。南ベトナム (ベトナム共和国) の 1956 年の農地改革では、地主と小作の係争は農地改革裁判所で裁定された。⁹アイルランドでは 1881 年の農地改革で、土地委員会が土地裁判所として地代の裁定を行なった。¹⁰また、政府外の組織の協力は農地改革を推進する上で不可欠とも言える。ビルマでは 1951 年に農地改革のために土地国有化省が設立されたが、実質的な推進者は全ビルマ農民連盟 (APO) だった。¹¹独立後のインドネシアでもオランダ企業農園の接收後、インドネシア農民連盟 (Bariasan Tani Indonesia :BTI) が農地改革を後押しした。¹²また、反政府組織も農地改革実施への圧力となる。フィリピンのゲリラ組織フクバラハップ (Hukbalahap) による戦後の農地解放闘争は政府に農地改革を実施させる要因となった。¹³

一般的に政府の強力な統制を伴わない農地改革は頓挫しやすい。そのため、多くの実行された農地改革は軍事政権によって、政権基盤強化を目的に行なわれた。特に中南米ではその傾向が顕著である。パキスタンでもアユブ・カーン (Ayub Khan) 軍事政権が 1959 年から、農地改革を進展させた。¹⁴また、日本や東欧諸国の例に限らず、占領国や宗主国によって、被占領国や植民地に対し、多くの農地改革が行われてきた。インドでは英総督府が 19 世紀後半

以来、小作立法を行い、土地収益の中間搾取層の排除に努めた。南ベトナム政府はアメリカの勧告を受けて、1955年からの土地改革に着手した。¹⁵革命政権と独立後の政権の多くも、土地支配層の抵抗を排し、農地改革を推進してきた。インドは独立後も大土地所有制度廃止法や小作保護政策等によって、農地改革を一層、推進し、1961年には自作農の比率が76.9%に達した。¹⁶

また、農地改革は強力な政府の統制と施行なくしては、地主階級や大土地経営の企業等の既存勢力によって、不徹底なものにされることが多い。しかし、革命政権を除き、強力な基盤を持つ政権は、小農層に支持された民主的政権よりも、地主層を含む伝統的支配層を基盤とすることが多い。そこに実効性のある農地改革が少なかった原因がある。現代の土地政策では計画と施行にあたり、民主的な手続きが必要とされる。しかし、国民の民主的関与が強まる程、既得権者等の抵抗による土地政策の縮小や計画変更への圧力も高まる。そのような土地政策における利害の調整の制度として、他の政策同様に政策と計画の策定過程と施行に関して、民主的な手続きの制度の確立が必要となる。

3.2 農地改革の対象

農地改革の対象は企業や地主、自作農、小作農等の地権者と農業労働者、そして、所有地や自作地、小作地等の土地である。その典型としては、東アジアに多い、小規模の個人地主とその小作農、そして、中南米等に多い、企業か個人地主の経営する大農場とその農業労働者に大別できる。農地改革の対象の範囲設定はそのまま改革の規模に反映される。大規模な自作農創設策は地主階級の存続に関わり、戦後の日本や社会主義国のような国民と国土の大半を対象とする徹底した制度改革となる。ハンガリーの1945年の土地改革では短期間に国土の3分の1が再分配され、規模において他の東欧諸国を圧倒した。¹⁷旧パキスタン領東パキスタン（現バングラデシュ）では独立後、農民の約70%が永代借地人であったが、1950年にザミーンダールという地主階級全体を制度的に廃止対象とした。¹⁸一方、対象と目的を狭く限定した農地改革の計画もある 1950年の

南イタリアの土地再分配では地域を限定した上、取得者に対しても、当該収用地の土地無し農民、小作農、近隣出身者等と順位をつけた。¹⁹

また、農地改革は全般的な政治的状况によっても大きな影響を受け対象が変化することもある。中華人民共和国では1946年に地主の土地を収用し、小農への農地再分配に着手したが、国共内戦後の農地改革が本格化した1950年には自作地主や小地主の土地所有を保障する懐柔策に転じた。²⁰

農地改革をはじめとする大規模な制度改革は、既存の利害関係に変更を加え、調整するものとなる。そして、農地改革は農民及び農家の貧困層の救済と経済的社会的な安定化を優先目標とする。同時に不在地主や大土地所有の過剰な土地支配と収奪を抑制する。従って、農地改革は痛みを伴う社会・経済制度の構造改革でもあり、単なる国家的あるいは全般的な農業政策や成長政策ではない。農地改革が改革たり得る為には計画と施行において、対象と目標の設定の明確化と利害調整が重要なものとなる。

4.農地改革の政策手法とその成果

4.1 農地改革の政策手法

各国が行ってきた現代の農地改革の計画と施行は土地の所有権や占有権の法的規定を変更する等の法的手法（規制的手法）、入植政策や国有地払い下げ等の直接的な手法（国営事業型手法）、金融的支援や税制、補助金等による経済的手法に大別できる。以下、それらの政策手法の分類に従って、現代各国の農地改革の計画と施行及びその結果を分析する。

4.2 農地改革における法的手法（規制的手法）による政策

法的手法による政策は農地改革において主要な政策である。その法的手法の政策によって、地積制限等の農地の所有と占有・利用に対する規制や制限、そして、取得と再分配を中心とする改革が行われる。農地改革における法的な規制と制限には主に3つの基準がある。それらの基準を元に土地の取得と再分配を行なうが、同時に認可された既得権に対しては保障がなされる。以下、それらの基準と法的手法の政策による農地改革の過程に対して、諸事例を比較

しつつ、分析を加える。

4.2.1 農地改革における法的な諸制限

(a) 所有地と小作地の面積制限

地積制限は歴史的にも土地制度の要であった。現代の農地改革においても最も重要な基準となってきた。資本主義国の農地改革の大半は大土地所有あるいは小作地の面積制限の強化と自作制拡大を主要な目標としており、多くは土地の再分配とともに行われる。日本の農地改革では、地主の自作地が内地で平均3町歩、北海道で12町歩を超える場合の小作地及び耕作の業務が適正でない自作農地、また、自作地が無い場合は内地で平均1町歩、北海道で4町歩を超えた小作地の所有が制限された。このように日本の農地改革の所有制限は二つの基準の制限が課されるものであったが、他国の農地改革でも所有地全体の上限を決めた上で、小作地の禁止か制限が課されることが多い。²¹

また、戦前のフィリピンでは法人が個人の7倍以上の公有地を取得できたが、個人と法人、大農場によって制限の有無があったり、地積制限が違う場合も多い。²²中南米では大農場に対して所有地の面積制限が高く設定されることが多かった。革命後のキューバにおいても、1959年には農場の農地所有限度を30カバリエリア（約402.6ha：1caballeria=13.42ha）を基準とする一方、小作農の農地所有は2カバリエリアまでとされた。ペルーの1964年の軍事革命政権の農地改革に至っては、企業経営の大農場の所有地が面積制限から除外された。²³通常、所有地のみに面積制限を課す場合、その上限が高いと小作制限の効果が減ってしまう。一方、小作地を対象とした面積制限も監視や規定が不十分な場合、親族による分筆登記や闇小作を増加させる。²⁴

地積制限の不徹底と農地取得の失敗事例

農地改革では土地の取得と再分配の基準となる農地の面積制限が大きな争点となり、実質的に農地改革の規模と是非を左右する。フィリピンの幾多の農地改革は所有地の面積制限に対する地主層の抵抗により、失敗に帰した典型である。1952年に在フィリピンの米軍が不在地主の土地と在村地主の4ha以

上の土地の収用を勧告したが、実施されなかった。²⁵1963年の農地改革法では地主の所有限度は75haとされたが、政府が自作農創設のために買収・収用した土地は皆無であった。²⁶フィリピンでは1955年の「土地改革法」を皮切りに1963年の「農地改革法」、1971年の同改正法、1972年の「小作農開放令」と農地改革が繰り返されたが、小作地面積は1980年の段階で26.0%へと微増しただけだった。²⁷

また、農地制限に限定条件が付せられたり、緩和されて、実効性がなくなる例も多い。戦後の南ベトナムの農地改革では制限対象である100ha以上の大地主は中部ベトナムでは皆無で、南部でも2400人程度であり、自作農創設は進まなかった。²⁸エルサルバドルでは1979年から、アメリカの支援下で農地改革が実施された。農地所有上限として、地主は100haないし150haまで許されたが、多くの農場は制限対象外である100ha以下の規模であり、さらに1983年には制限が245haに拡大された。²⁹これらの事例は農地改革において、地積制限が最も実施困難であることを示している。地積制限は農地再分配の農地取得を規定する、農地改革の主要な政策決定である。従って、不十分で不徹底な地積制限は改革自体の意義を否定し、失敗に導くものとなる。

(b) 小作、借地及び土地所有の期間

地積とともに土地の占有や利用の期間は古代から、土地の貸借等において、土地制度の最も重要な基準であった。農地改革の一部として、あるいはその前段階として多くの国で小作料制限とともに農地の貸借期間の延長や更新の保障が借地権の強化として行われてきた。南ベトナムでは1955年の土地法令で、3-5年の小作期間が保障された。また、1949年の台湾の農地改革では小作期間は3-6年までだったが、1951年には一律6年とし、期間満了後も、地主が自作する場合に限り、小作契約を終了できた。³⁰

多くの農地改革で占有地から所有地への転換に際し、占有期間が条件とされた。フィリピンでは1880年に過去10-30年の占有の立証で土地所有が認可され、パキスタンでも「1950年シンド小作法」(The Sind tenancy Act, 1950)により、小作人の3年

間の耕作で、4 エーカーまで永代借地権が与えられた。³¹ホンジュラスでは1972年に共同体であるエヒーの土地か国有地を10年以上、占有していた農業経営者に200haまで土地所有を認めた。³²また、収用ではないが、政府が未利用地の強制的貸与を行なう場合もある。パキスタンでは1964年の「パンジャブ土地利用法」(The Punjab land utilization Act, 1954)により、4収穫期間、未耕地だった土地は政府が10年間管理し、小作人に貸し出すとされた。³³インドの西ベンガル州でも1969年に放置された土地の3年間の耕作権を分益小作に与えた。³⁴希有な例として、不利な小作契約の継続を防止するため、マレーシアの1955年の「小作法」では、小作契約が1季節か1年以下に制限された。³⁵

また、所有地に所有期限が設定されることもある。タイでは1954年の土地法で、5年以上の未耕作地や3年以上の空地は収用されるとした。³⁶マレーシアではイギリス本国に準じた土地制度を部分的に導入したが、必然的に99年間等の占有期限の設定を伴うものとなった。³⁷

土地関連の諸権利の期限は小作や借家の貸借契約の条件として以外、一般的に地積制限以上の重要性が認められていない。しかし、固定的な大土地所有が、土地相続権を法的基礎として形成されたことを考慮すれば、土地の諸権利の期限は地積以上に重要な条件であることが分かる。従って、農地と宅地の違いを問わず、土地問題の根本的解決の上で、弊害をもたらす大土地所有の所有権の期間について、今後、再検討を加えていく必要がある。

(c) 地目、栽培品種、地権者等を対象とする制限

農地改革では政策において必要とされる占有権から所有権への転換や諸規制の基準として重要なのが土地台帳や不動産登記で用いられている区分である。それには地目(農地、宅地、山林、栽培品種、田の等級等)、所有権等の権利とその権利者(自作、小作、分益小作、在村地主、不在地主、入会権、地上権、個人、法人、国公有等)、現況(貸与地、未利用地等)等がある。農地改革では土地再分配をはじめとする諸施策において、土地の権利の移転や地権

者の変更が大規模に行なわれる。中南米等の広い乾燥地帯を持つ国では灌漑地と天水農地、牧草地等の地目によって、所有地面積の制限が異なることが多い。メキシコの1917年憲法では農場の所有地面積の上限を灌漑地で100ha、天水農地で200haと定めた。³⁸ニカラグアのサンディニスタ政権は1981年に近代的農業地帯では500マンサナ(1manzana=約0.7ha)、牧畜や穀物栽培の地帯では1000マンサナ以上の未利用地を収用対象とした。また、ホンジュラスでは1974年に軍事政権が地質や潜在的生産力等に準じて、所有地面積の制限を行なった。³⁹

栽培品種の違いも所有地面積の上限を規定する条件となる。1959年からの旧西パキスタン(現パキスタン)の農地改革では所有地面積の上限が灌漑地で500エーカー、天水農地で1000エーカーなのに対して、国土の狭い旧東パキスタン(現バングラデシュ)では33エーカーであった。東西パキスタンの人口密度の違いに加えて、東パキスタンの米と西パキスタンの小麦及び綿花等という主要作物の違いが要因となった。⁴⁰一般的に米を主要作物とする東アジアと東南アジアでは農家の所有地面積の上限が低い。タイでは1954年の土地法で一人当たり農地が50ライ(1ライ=0.16ha)以下に制限された。⁴¹また、稲田では田の等級が地積制限の基準として、用いられることが多い。台湾では1953年に田畑を26等級に区分し、基準の所有地となる中等の田は3甲(甲=町歩)、畑は6甲を上限とした。⁴²

政府は農地改革に関連し、地目や用益権を恣意的に設定することがある。戦後、台湾では農業労働者を用いた米作自作地は小作地に分類された。⁴³農地改革に関連し、用益権の区分として重要なのが小作料が収穫量に準ずる分益小作である。フィリピンでは1960年時点で全小作地の86%が分益小作であったが、分益小作は普通小作と農地保有の無い農業労働者とともに権利強化の対象となる。⁴⁴また、戦後の日本の農地改革に見られるように、通常、在村地主に比べて、不在地主は寄生的な地権者として厳しい規制の対象となる。用途や地理的条件等の地目、土質、栽培種等の物理的な条件と、土地の諸権利及び権利者に対応する人的・法的条件は農地改革の重要な制限基準となってきた。それらは地域性や共同

体等の個別的要件が重要となる農地改革に計画と施行上の柔軟性を付与する。同時に制度改革である農地改革の推進には、公平性の確保が必要である。従って、地方自治と民主制の下での農地改革を実効性のあるものとする為に、個別性と公平性を相反せず、総合する計画・施行と基準が求められる。

4.2.2 農地の取得と再分配

資本主義国家では自作農創設のため、農地の取得と再分配が農地改革の中心となる。特に農地の取得は農地改革で、最も強権が用いられる段階であるため、権力基盤の弱い政権はその実行に困難を極める。1959年に旧西パキスタンでは灌漑地で500エーカーを所有地面積の上限としたが、総農地面積約2500万エーカーのうち、政府の買収地は未墾地を含めて約200万エーカーにすぎなかった。⁴⁵他方、農地の取得での大きな成果は事実上、農地改革全体の成功を意味する。韓国では1950年に地主の3町歩以上の土地が買収対象とされ、分配面積も1戸あたり3町歩以内に制限されたが、1957年末までにほぼ全ての小作地が分配されるか自主的に売却された。⁴⁶北ベトナム（ベトナム民主共和国）ではフランス人等の地主の土地を収用し、全農地の4分の1を占めていた地主所有地は1.1%に減少した。⁴⁷

また、困難な土地取得と再分配を進めるにあたって、政治制度や社会制度、地域性等に適応した農地改革の制度が社会的摩擦を減らす上で重要となる。1950年にイタリア南部で行なわれた農地改革は民主的手続きを重視したものだった。土地改革公団が計画案を公示後、25日間申し立てがなければ、国会で認可し、300ha以上の土地収用と補償、再分配等が行われた。イタリアの同年の他地域における農地改革では収用対象地の3分の1かつ300ha以下は2年以内に土地改良を行えば、その半分が収用を免除された。⁴⁸これらは政府機関が土地の取得と再分配で社会的な摩擦を避ける高度な制度設計をした例である。同様に再分配においては適正な基準が不可欠であるが、韓国の1950年からの農地分配では生産高と家族数、労働力、農業設備による点数制が採用された。⁴⁹土地の取得と再分配の基準で争点となるのは、所有地面積の上限と分配地の面積、及びそ

れらの売買価格である。それらは国や地域、経済状況等によって異なる。所有地面積の上限が高いと分配地の面積も小さくなり、農民層の不満も高まる。逆の場合は地主の抵抗が増す。売買価格においても、利益の相反が起こる。ただし、農地改革自体の実効性と実績は通常、分配地面積の大きさに比例する。従って、地主に対する優遇的な農地買い取り額や、他の優遇策とインセンティブ等によって、相反する利害の調整と総合を行なうことが重要となる。

社会主義国における土地再分配

社会主義国家でも農業集団化への過程として、農家への土地再分配が導入されることがあった。ハンガリーでは戦前、貴族等により、総土地所有権数の1%の大土地所有が全国土の48%を占めていた。1945年からの農地改革の結果、1949年には農地の9割近くが個人農家のものとなった。しかし、農業の集産化の進展によって、1974年には個人農家は1割以下にまで低下した。⁵⁰ソ連崩壊後、旧社会主義圏では全般的に農地集約化の過程を逆転させた土地再分配が行われた。農業集団化が1950年代以降に行われた東欧諸国の多くは、旧土地所有者への旧所有地の返還が優先された。また、ハンガリーでは競売で代替地による返還が行われ、アルバニアとルーマニアでは農場労働者達自身による土地分配で多数の小規模経営が現れた。⁵¹

1930年代に土地の収用が終わっていたロシアやウクライナ等ではソ連邦の崩壊後、集団農場従業員へ土地所有権が無償譲渡された。ロシアでは一種の地券である「集団・持ち分所有」権が設定され、地区ソビエトまたは、旧コルホーズと旧ソフホーズである農業企業から構成員に分与された。⁵²1995年初めには農地の約6割が、農業企業等から設立された株式会社や協同組合に保有されていた。また、農地の83.3%に「集団・持ち分所有」権が設定され、1130万人が土地所有者となった。⁵³社会主義国の土地再分配は農業集団化の手段として、規定されていた。その地主からの農地の取得は資本主義国の農地改革と同じであり、革命や占領による政権獲得後の初期段階では、しばしば、政治的支配強化を目的に小作農創設さえ行なわれた。土地制度史上、農場の大規

模化や集団化、組織化は荘園等、制度としても広範に行なわれてきた。しかし、結果として、東欧や中国の農業集団化が終焉したように、農業の自作化や個別化は不可逆的な時代の流れであり、資本主義国の農地改革が行なわれる根拠ともなっている。

4.2.3 土地既得権の保障

農地改革の一環や土地政策として、伝統的な土地の占有権と既得権の法的な保障と調整も行われる。フィリピンでは 1880 年の王室布令で、占有が善意に基づく、良い権原 (good title) の占有地は過去 10-30 年間の占有の立証で土地所有が認可された。⁵⁴1994 年から始まった南アフリカの農地改革では黒人強制移住者への土地が返還された。1996 年には白人農場の黒人小作世帯の立ち退きを制限し、翌年、その土地の権利も保護した。⁵⁵また、戦前の台湾では小作農が転貸により中間地主となっていたが、日本の台湾総督府は 1904 年に中間地主の占有地の土地所有権を認めた。⁵⁶先住民等が一定の勢力を保つ国々を中心として、伝統的な土地の権原の現行法における扱い規定が問題となってきたが、先住民等の保有地保護の観点からも、一定範囲の許容は図られるべきである。同時に伝統的な土地支配の弊害も排除しなければならない。民主制国家においては土地利用に関する自治や伝統の尊重も、人権や社会厚生に優先するものではない。その条件の下に、伝統的な土地権原と現行法との調整は可能な限り、自治体や共同体の判断を中心に行なうことが求められる。

4.3 農地改革における直接的な手法 (国営事業・公共事業型手法) による政策

農地改革農地改革における直接的な手法 (公共事業型手法) による政策は政府が事業主体となって、直接介入を行うもので、国公有地払い下げ、農業集団化、入植と開発等が行われてきたが、失敗や弊害も多いものであった。

4.3.1 入植政策、開発政策及び国公有地払い下げ

荒蕪地や未耕作地の開拓と入植は農地改革の一環としても、政府によって、直接的間接的に実施され

てきた。⁵⁷中東諸国では新しい灌漑地に大規模入植計画が実施されてきた。⁵⁸南ベトナムでも 1957 年以来、大規模な入植政策を実施し、1962 年まで、合計 9 万 ha の土地に 21 万人余りの農民を移住させた。入植民は一戸あたり計 5ha を与えられ、ゴムやコーヒー等は共同で作付けした。⁵⁹また、中南米では、ホンジュラスで 1967 年に中米最大である 51,000ha の入植計画が立てられた。エクアドルでも 1972-79 年にアマゾン地域等への入植が推進された。⁶⁰入植政策はしばしば安全保障政策の側面を持つ。マレーシアでは共産ゲリラ対策として、1950-52 年に新村計画 (New village scheme) と呼ばれる入植計画が実施された。1956 年には連邦土地開発庁 (FELDA: Federal land development authority) が創設され、入植計画は 1960 年の「集団入植地法」で本格化した。⁶¹

耕作可能な広大な国公有地の払い下げも、自作農創設の重要な政策となり、政府による集団入植計画としても行われてきた。1862 年のアメリカの「ホームステッド法 (自営農地法)」は 5 年間の開墾を条件に 160 エーカーの公有地を無償提供するものであり、その払い下げ地は国土の一割に達した。⁶²韓国駐留のアメリカ軍は 1946 年時点で日本人等の所有地だった 32 万 4000 余町歩を接收していた。1948 年に 2 町歩以下に分配し、小作農等に払い下げ、自作農が 30% から 55% に増加したと言われる。⁶³フィリピンでも入植事業はアメリカ統治時代から行なわれてきた。戦後、1958 年 6 月までの入植者への払い下げ面積は 118 万 ha に及び、そのうちホームステッドによる自作農地が 75 万 ha を占めた。⁶⁴しかし、入植政策と開発政策は莫大な予算を伴い、経済的な失敗も多い。時に入植地域で大きな弊害も引き起こす。⁶⁵インドネシアのスハルト政権は 1967 年から国土の 70% で大規模な開発を進め、熱帯林伐採跡地に入植を行った。現地住民の伝統的な土地権が阻害されることも多く、入植者との紛争が頻発した。⁶⁶マレーシアの連邦土地開発庁による入植計画では、短期間で零細農民に転落する者が多く発生した。⁶⁷他の土地政策が民間企業や個人に対する制限と調整、助成と支援を中心とするのに対して、政府による入植や開発等は政策としての強制力を持つ。そして、政府や公共団体が事業主体となる入植事業と開発では、

実効性と現実性がない官僚の計画と施行によって、失敗や大きな摩擦が引き起されることも多かった。また、公有地払い下げは広大な公有地と可住地を持つ国にして、はじめて、農地改革の一環として、有効な政策たりうる。このようなことから、現代の先進国において、入植や開発、国公有地払い下げによる農業・農地政策は例外的なものとなっている。

4.3.2 発展途上国の農業集団化

社会主義的政策を採用した発展途上国でも農地改革に関連し、土地国有化と農業集団化が行われることがある。キューバでは1963年の第二次土地改革によって、5カバリエリア以上の農地が国有化され、国営農場として統合された。国有地は総農地面積の7割に達した。⁶⁸また、ニカラグアのサンディニスタ政権の1979年からの農地改革でも、43年間独裁を続けた旧ソモサ(Somoza)一族の土地資産を接收し、国営農場として運営した。⁶⁹しかし、発展途上国における土地国有化と農業集団化は地主の土地再分配等の農地改革同様に不徹底なものになってしまうことが多い。それらの政策は東欧のような社会主義としての純度は低く、むしろ、資本主義国の国営の事業を強化したものに近いと言える。ビルマでは独立後の1948年制定憲法で土地国有化と再分配が明記され、1953年から農地改革が開始されたが、農業集団化が行なわれなかった。ビルマの土地国有化は旧宗主国のイギリスの占有権中心の土地制度を受け継いだ側面が大きく、主に不耕作地主の農地収用を目的としていた。⁷⁰

また、特に中南米の左翼政権では大農場の収用と土地国有化、集団農場の導入が政策として掲げられることが多かった。メキシコでは革命的憲法の下、制度的革命党(PRI)政権が71年間、続いたが、その農地改革も1915年から1992年まで長期間に渡るものであった。1917年憲法によって、大土地所有解体後に共同体的土地保有であるエヒード(ejido)が作られ、1940年には全耕作地面積の47.4%に達した。エヒードは自治組織や共同耕作、店舗運営等の多様な機能を担っているが、1940年以降、縮小していき、その大部分は世襲権のある分割地として、個人に分配されていった。⁷¹また、チリのフレイ

(Eduardo Frei) 政権は1967年の「農地改革法」で大農園を収用後、アセントアミエント(asentamiento)という生産農業共同組合に分配した。しかし、1973年、アセントアミエントは軍事政権によって解体され、収用地は地主に返還された。⁷²

大半の発展途上国の農業集団化は組合主義的性格が強く、資本主義体制にも適応可能なものであった。農業集団化が中南米で多く行なわれたのは、広範に大農場制が行なわれていたことと関連している。同時にそれは官僚的組織構造や硬直的経営、構成員へのインセンティブの低下等の大農場制と同様の問題も抱え込むことになった。それらの経済性の欠如と世界的な社会主義勢力の衰退という政治状況の変化によって、大半の農業集団化は消滅し、土地と構成員は資本主義下の地主と企業による大農場に吸収され、また、個別的自作農に分解していった。

4.4 農地改革における経済的手法による政策

農地改革における経済的手法による政策は税制や金融政策、補助金等の経済政策が主要なものである。具体的には大土地所有への重税等の土地税制や自作農創設のための融資等の金融による政策、小作料の制限等の政策が含まれる。それらは農地改革においては間接的な政策と言える。しかし、小作料の軽減は農地価格の下落を招き、補助金や融資は小作農の農地取得を促進し、自作農創設を進展させる。従って、農地再分配等の法的強制力を伴う政策を中心とする農地改革においても、経済性は成功改革の成功の要件であると言える。

4.4.1 小作料や地代の制限

小作料や地代等の制限と軽減は農地改革としては消極的なものだが、小作政策としては、小作農の死活にかかわる課題であり、農地改革を大きく左右する。日本では1924年に「小作調停法」が、1938年には「農地調整法」が施行され、小作権拡大によって、戦後の農地改革への条件が整っていった。⁷³

法政令による一律的な小作料制限は地主の農地売却を促進することで、農地価格を下落させ、農地再分配によらずとも、自作農創設を進展させる大きな効果を持つ。戦前の日本統治下の台湾では小作料は

田で5割前後であったが、1939年に引き上げが禁止された。戦後、1949年には国民党政府によって、さらに37.5%以下に制限され、農地価格が2分の1から3分の1程度、下落した。⁷⁴また、南朝鮮では1945年10月に、米軍政府が収穫額の3分の1を小作料の限度として以降、地主の小作地の投売り等により、1949年までに総小作地面積が全体の63%から40%へ減じた。⁷⁵大規模な農地改革を導入しなかった国々において、小作料や地代の制限と軽減は農地改革の主要な政策となった。タイでは1950年に小作料制限と小作契約延長の保障、不作時の小作料の取立て禁止を定めた。⁷⁶マレーシアでも1955年に水田を等級化し、小作料の統制を行なった。同時に分益小作料を3分の1に制限し、小作の不当な立ち退きを禁止した。⁷⁷また、小作料制限による小作保護政策は政治体制の安定にとっても、大きな要素となる。戦前、ベトナムでは小作料が収穫量の50-70%だった。北ベトナムは1949年以降、一連の小作料引下げ令と大衆動員によって、1953年からの本格的な農地改革を推進し、ベトナム戦争の継戦に必要な農村基盤を固めていった。⁷⁸一方、1950年代の南ベトナムの農地改革では、小作料を15-25%に軽減する法律が厳守されず、農地改革は政権基盤を強化するほどの成果を上げなかった。⁷⁹

小作料と地代の問題は先進国では遠い過去の問題と捉えられている。しかし、多くの発展途上国では農地改革が行なわれなかったり、成果が不十分なままで、小作制が継続している。現代でも大半の発展途上国は制度的にも農地改革が困難であり、農民にとって、小作料や地代は大きな負担のままである。南北間の農産物貿易は経済的な係争点ではあるが、先進国は発展途上国の小作料や地代の軽減に様々な政策を通して、圧力をかけていくべきである。

4.4.2 経済的手法による自作農創設策の開始

大半の農地改革では自作農創設が主目標となるが、収用や法による所有制限ではなく、土地の市場取引に基づく自作農創設を経済的、制度的に支援する方法も多用されてきた。アイルランドでは1840年代の大飢饉以降、急激な人口減少で社会基盤の存続も危ぶまれていた。19世紀後半からのアイルランド

の農地改革は社会政策としても重要なものであり、世界的にも近代的農地改革の嚆矢となった。それは土地の強制買上げや所有面積制限によらず、金融機関を通じた高度な資金運用や土地債券の発行によって、完全に近い自作農創設を実現するものだった。⁸⁰1868年以降、英国政府はアイルランドの自作農化を進めていた。1885年には農地購入において、地代よりも低額な、年賦支払いによる全額貸付が実現した。さらに1891年には地主へ、土地代金として、利付土地債券が交付されるようになった。

「1903年アイルランド土地法」では、地主は土地代金をアイルランド土地購入基金から、一括払いされるようになり、土地購入基金は利付土地債券によって、金融市場から調達された。これら一連の土地関連法により、アイルランドでは1916年までに75%の小作農が小作地総面積の61%を購入した。⁸¹

一方、戦前の実績を伴わなかった経済的な自作農創設策の例として日本統治下の朝鮮が挙げられる。朝鮮では1918年当時、自小作農と小作農が農民の75%以上を占めていた。総督府の資金提供によって、1928年から終戦まで自作農創設計画が実施されたが、大蔵省の融資を受ける金融組合連合会の貸付による自作農創設のほうのはるかに実績が高かった。しかも、この時期の自作農の増加数は自作農と自小作農減少にはるかに及ばなかった。⁸²

4.4.3 農地の取得と再分配に伴う経済的手法による政策

アイルランドの農地改革以降、他の多くの農地改革でも、農地の取得と再分配に伴い、融資や土地債権の発行等の金融による政策が採られてきた。農民の分配地の代金支払いに対する政府の補助金や優先的な融資は農地再分配の進展を左右する。日本の農地改革でも、そのような観点から、小作農は30年以内の年賦での農地代金の支払いを許され、さらに年賦金と税等の公租公課が合計で年生産物価格の3の1を超える場合は減免された。⁸³チリでは取得農地の代金の市価以下での支払いを規定し、1960年代から、農地改革が可能となった。⁸⁴

また、自作農創設策において、農地取得の融資を専門とする公的金融機関を通じた融資計画が立てら

れることが多い。フィリピンでは農村融資が地主と高利貸しに支配されていたが、マグサイサイ政権は1952年の農村銀行法（Rural banks Act, Act No.720）に基づき、積極的に政府資金の特別融資を農村銀行等に行ない、自作農創設を支援した。⁸⁵戦後、土地債権の流通性を高めたり、政府公債への組み込み等、農地の取得と補償に関する金融の幅が広がっていった。パキスタンの1959年の農地改革では、農地代価は地主へ相続と転売が可能な証券で支払われた。⁸⁶また、南ベトナムの1956年の土地法令では地主への農地代価の90%を政府公債で支払うことが定められた。⁸⁷先進国では特に農地改革の近代化とともに金融による政策も高度で複雑なものとなった。1950年のイタリア南部の農地改革では収用地の補償は資産への特別累進税を基礎に算定された公債によった。譲渡価格も地主への補償額と土地改革公団の改良事業費、政府助成金から算出された複雑なもので、年賦払いによることが規定された。⁸⁸

一方、土地市場が未発達な国の場合は、土地の払い下げの価格設定では年収穫高を基準単位とすることがある。フィリピンのマルコス政権の農地改革では農地代価は年平均収穫高の2.5倍とされた。⁸⁹台湾の1953年の「農民土地所有法」でも農地代価は年平均収穫高の3倍とし、インフレによる減価を避けるため債券制度が導入された。さらに分配地の代価も物納される場合があった。台湾も1948年からの公有地払下げでは土地代価は5-7年の年賦現物支払いも可能だったが定められていた。⁹⁰同年の韓国の公有地払下げでは、2町歩以下の農地分配を行ったが、代価として年収穫高の3倍を15年年賦で現物納入することとされた。⁹¹また、社会主義国の農地改革でも割賦等の簡便な金融による政策が用いられた。ハンガリーの1945年からの農地改革では土地代価は平均市場価格の約4分の1とされ、土地無し農民は20年年賦で、小農は10年年賦での返済とされた。⁹²中国では1946年からの農地改革では地域によって、地主の土地買い上げに10年償還の土地債券が発行され、⁹³北ベトナムでも、1953年の農地買い上げで、非敵対的な地主には年平均生産額を基準とした10年国債の交付が定められた。⁹⁴

農地改革で最も発達したのが金融による政策であ

る。それは農地改革で最も困難な土地の再分配を経済的に支援し、多くの農地改革の成果を確保し、拡大させる役割を担ってきた。同時に農民融資として、設計上の脆弱性から、多くの農民が返済不能や農地を手放す結果を招き、小作以下の貧困に陥った。返済不能による自作地売却は各国の土地制度史において、貨幣経済の発達とともに進行した農民の小作化の典型的な過程であり、農地と農業に対する金融経済の浸透の危険性をも示している。

5. おわりに

5.1 農業と農地の経済構造と法的是正

以上、考察したように、農地改革の大半は農民の経済的・社会的厚生のため、最低限の農地を所有する自作農創設を目的とした。日本では明治の地租改正後、土地の市場取引の結果として、小作制に帰結した。絶対的土地所有権に基づく土地相続によって、希少財である土地の付加価値が半永久的に蓄積され、下方硬直的な土地市場が形成されてきた。これが経済の自律調整によって、小作制度等の土地制度の弊害が十分に是正されず、法的手段を中心とした改革が行われた所以である。こうして、農地改革は農業と農地制度を形成する経済構造と土地所有権等の法規定を政府が法的手段を中心に是正するものとなった。農地改革は農地利用の実態と土地所有権の衝突への対策として要請されたが、その衝突の調整の困難さゆえに、多くが失敗に至った。しかし、成功した農地改革の成果は階級制の是正や農村経済の自由化等、極めて大きく、戦後の日本をはじめ、多くの国で、発展の制度的基盤を形づくった。

5.2 農地改革における各政策手法の有効性

農地改革は経済・政治・社会の諸条件と諸要素を調整・総合した立法、計画、施行が必要であり、極めて困難な課題である。したがって、農地改革の遂行においては法的手段、経済的手段、直接的手段による政策が最適なポリシーミックスとして総合されねばならない。

現代各国の農地改革において、最大の争点は所有地や小作地の面積制限であった。それは固定的な大土地所有制の是正を目的とする農地改革では改革の

規模と実効性を規定する要点であった。農地改革における土地の諸権利の調整という中心的課題を計画し、施行する上で、必然的に法的規定や法的手法による政策が農地改革の中心となった。よって、法的手法による政策の役割が低い農地改革は改革というよりは農地制度の状況改善を目指した漸進的な農地政策というべきものとなる。同時に小作料制限、優遇融資制度と優遇税制等の経済的手法による諸政策が不十分だと改革の実効性が確保できない。このように農地改革における経済的手法による政策は副次的であっても、必須のものである。

一方、入植や開発等の農地改革の直接的な手法による政策はその規模に比例して、失敗も多大なものとなった。社会主義国でも、国家事業である国営農場や農業集団化が制度と経済に対して大きな負荷となり、国家体制の崩壊の要因ともなった。また、資本主義国では公共事業の規模に制限がある以上、農地改革に限らず、国家が事業主体となる直接的な手法による政策は限定的なものとならざるを得ない。それらが資本主義国の農地改革において、直接的な手法による政策の規模や成果が限定的であった理由である。農地改革は小作制等の農地所有における階級格差是正を目指すものであり、社会全体を包括した大規模な制度改革でなければ形骸化する。農地の再分配において、収用や地積制限が採られたのもそのためである。また、農地改革は強力な政府の統制と施行なくしては不徹底なものに終わりやすい。従って、農地改革を抜本的で実効性のあるものとするには、法的手法による政策を中心として、主要な計画を策定・施行し、同時に経済的手法による政策で、改革の困難を軽減し、成果を最大化する必要がある。それらの政策手法によって、政策課題が達成しえない場合に補完するものとして、直接的な手法による政策が行われるべきである。

¹ 国際食料農業協会『世界農地改革会議：途上国の現状と問題』国際食料農業協会、1980、pp.107-124。(FAO, *Review and analysis of agrarian reform and rural development in the developing countries since the mid 1960s*, 1980)

² 折原卓美「ホームステッド法の政策理念」椎名重明編『ファミリー・ファームの比較的研究』お茶の水書房、1987、p.165-186。

³ 石井章「ペルーの農地改革と農業共同経営」斎藤仁編『アジア土地政策論序説』アジア経済研究所、1976、pp.126-140。滝川勉『戦後フィリピン農地改革論』アジア経済研究所、1976、

pp.166-171。

⁴ 高橋純一『アイルランド土地政策史』社会評論社、1997、pp.55-58。

⁵ Donáth, Ferenc (ドナート・フェレンツ)、訳：生田靖『ハンガリーの農業と農業協同組合—農業の集団化過程 1945年～1970年—』関西大学出版部、1986、pp.45-48。

⁶ 大和田啓気「台湾の農地改革」大和田啓気編『アジアの土地改革Ⅱ』アジア経済研究所、1963、pp.348-351。

⁷ 高橋彰「フィリピンの土地改革」大和田啓気編『アジアの土地改革』アジア経済研究所、1962、pp.314-315, 326-332。

滝川、前掲、pp.16-24。

⁸ 山内理人『ロシアの土地改革：1989～1996』多賀出版、1997、pp.39-43。

⁹ 深沢八郎「ヴェトナムの農地改革」大和田編、1963、pp.217-220。

¹⁰ 高橋純一、前掲、pp.62-74。

¹¹ 斎藤一夫「ビルマの土地改革」大和田編、前掲、1962、pp.202-203。

¹² 梶田勝「インドネシアの土地改革」大和田編、前掲、1962、pp.217-219, 225-226。

インドネシア農民連盟 (BTI: Barisan Tani Indonesia) 「インドネシア農民連盟の綱領・規約・要求綱領」『農民運動資料』(創刊号) 全日本農民組合連合会、1960年8月号、pp.26-33。

¹³ 高橋彰、前掲、pp.316-321。

¹⁴ 大和田啓気「パキスタンの土地改革」大和田編、前掲、1962、pp.136-156。

¹⁵ 深沢、前掲、pp.198-199, 246。

¹⁶ 浜口恒夫「独立後の農業改革と土地問題」中村平治編『インド現代史の展望』青木書店、1972、pp.200-231。1961年の全インドにおける自作農の比率は pp.220-221 の表 5 「土地保有の権利別工作農家 (h) および耕地面積 (a) の分布と平均規模 (s) (1961)」による。

¹⁷ Donáth、前掲、pp.57-58, 63-64。

¹⁸ 大和田、1962、pp.111-127。

¹⁹ 堺憲一「イタリア南部における土地占拠と土地改革」椎名編、前掲、pp.132-134。

²⁰ 天野元之助『中国の土地改革』(アジア経済研究シリーズ第34集)、アジア経済研究所、1962、pp.3-4, 21-43, 73-105。1950年の「土地改革法」では富農の土地と財産を動かさず、中立化させ、地主でも家族内に労働する者がおり、小作地が直接の経営地の3倍以上でなければ、富農として取り扱うとする懐柔策に転じた。

加藤祐三『中国の土地改革と農村社会』アジア経済研究所、1972、pp.141-167。毛沢東は1950年の「土地改革法」制定に際し、地主階級の孤立化と富農の経済力温存及び中農・小地主の保護を指示している。pp.155-156。

²¹ 農地改革資料編纂委員会『農地改革資料集第四巻』農政調査会、1976。「農地調整法の一部を改正する法律」及び「農地調整法—昭二十一法四二改正後の全文」pp.3-18、「自作農創設特別処置法」pp.299-314。

²² 高橋彰、前掲、p.304。

²³ 石井章『ラテンアメリカ農地改革論』学術出版会、2008、pp.17-18, 23-25。

Lehman, David, *Agrarian Reform & Agrarian Reformism*, London: Faber and Faber, 1974, pp.39-44。

²⁴ 浜口、前掲、pp.227-228。インドでは独立後にザミンダール等の土地収益の中間搾取階級が法的に廃止されたが、闇小作が横行した。その規模は10%や20%、またそれ以上と様々な推計があり、厳密にとらえることが出来ない。

²⁵ 滝川、前掲、pp.14-16。

²⁶ 滝川、前掲、pp.25-75。

²⁷ 梅原弘光「フィリピンにおける私的土地所有権展開に関する一考察」梅原弘光編『東南アジアの土地制度と農業変化』アジア経済研究所、1991、pp.321-323, 326-329。

²⁸ 深沢、前掲、pp.218-226, 250。

²⁹ 石井、2008、pp.28-29, 305-306。

Montgomery, John D., *International Dimensions of Land Reform*, Boulder: Westview Press, 1984, pp.115-116。

³⁰ 大和田、1963、pp.333-335, 337-340。

深沢、前掲、pp.198-217。

³¹ 梅原弘光「フィリピンにおける私的土地所有権展開に関する

一考察—スペイン土地政策との関連を中心として—斎藤仁編、前掲、1976、pp.337-341。フィリピンでは占有権確認が1889年と1894年にも法令化された。前者は占有権が登記後20年で所有権化すると規定し、後者は占有の状況により、過去6年から30年までの占有の立証で占有権を認めた。

大和田、1962、p.133。
³² 石井、2008、pp.353-355。
³³ 大和田、1962、p.135。
³⁴ 古賀正則「独立後の農民運動の展開と課題」中村編、前掲、pp.293-297。
³⁵ 堀井、1976、pp.43-44,48。
³⁶ 斎藤一夫「タイの土地改革」大和田編、前掲、1963、p.101。タイの1954年の土地法では地券を受けた土地または宅地、果樹園で5カ年以上、その他の土地で3カ年以上、未工作か空き地で放置の場合は土地の権利は消滅するとされた。
³⁷ 堀井健三「マレーシアにおける集団入植法の成立・展開と土地所有権の変容—自作農創設から農園労働者創設へ—」梅原編、前掲、1991、pp.60-62。
³⁸ 石井、2008、pp.10,64-71。
³⁹ 石井、2008、pp.19-23,322-327,346-347。
⁴⁰ 大和田、1962、pp.124-125,136-148。
⁴¹ 斎藤一夫、1963、pp.101-103。タイの1954年の土地法では所有者に家族がいる場合は所有面積を拡大することが出来た。また、農地の収益性が低い場合は所有地面積の超過が認められたが、100ライを超えることは許されないとされた。
⁴² 大和田、1963、pp.357-362。
 台湾で1953年に施行された自作農創設策の政策決定過程については、松田康博『台湾における一党独裁体制の成立』慶應義塾大学出版会、2006、pp.402-412を参照。
⁴³ 大和田、1963、pp.360-361。
⁴⁴ 梅原、1976、pp.314-321。
⁴⁵ 大和田、1962、pp.136-148,154。
⁴⁶ 窪田光純『韓国の農地改革と工業化発展』日本経済通信社、1983、pp.74-84。
 桜井浩『韓国農地改革の再検討』アジア経済研究所、1976、pp.107-120,141。韓国の農地改革は朝鮮戦争で中断されたものの、農林部の集計では1945年時点の144万7000町歩の小作地のうち、1957年末までの総分配地は約53万4991町歩に達し、残りの90万町歩余は地主自身で処分された。
 韓国の1950年の農地改革の成立過程については、同書の第5章「韓国政府樹立と農地改革法」を参照。
⁴⁷ 村野勉「北ベトナムの土地改革」斎藤仁編、前掲、pp.109-111。
⁴⁸ 塚、前掲、pp.129-132。
⁴⁹ 窪田、前掲、pp.77-79。
⁵⁰ 家田修「ハンガリーにおける第二次大戦後の土地改革と農民的土地所有」椎名編、前掲、pp.141-143。
 Donáth、前掲、pp.67-78、ch.3-4。個人農家の比率はp.104の「3-1表、各社会セクターごとの農地の分布状況」による。
⁵¹ 山内、前掲、pp.103-106。
 Abrahams, Ray, *After Socialism: Land Reform and Social Change in Eastern Europe*, Oxford: Bergan Books, 1996, pp.5-17。
⁵² 山内、前掲、pp.17-19,43-48。
⁵³ 山内、前掲、pp.114-115,128-129。
⁵⁴ 梅原、1976、pp.337-341。
⁵⁵ 佐藤、前掲、pp.109-114。
⁵⁶ 大和田、1963、pp.315-316。
⁵⁷ Cleary, Mark & Eaton, Peter, *Tradition and Reform: Land Tenure and Rural Development in South-East Asia*, New York: Oxford University Press, 1996, pp.91-94。
⁵⁸ 国際食料農業協会、前掲、pp.109-110。
⁵⁹ 深沢、前掲、pp.238-240。
⁶⁰ 石井、2008、pp.20-21,346。
⁶¹ 堀井、1991、pp.59-77。「集団入植地法」(Land < Group settlement area > Act, 1960)。
⁶² 折原、前掲、p.165。
 The U.S.National Archives and Records Administration, *The Homestead Act of 1862*, National Archives, The Development of the Industrial United States(1870-1900), (Jul/30/2015), available at

<http://www.archives.gov/education/lessons/homestead-act/>

⁶³ 桜井、前掲、pp.63-66,69-77。
⁶⁴ 高橋彰、前掲、pp.332-342。
⁶⁵ Cleary & Eaton, op.cit., p.92。
⁶⁶ 中島成久『インドネシアの土地紛争—言挙げする農民たち—』創成社、2011、pp.9-14,68-70,98-106,175-214。
 Cleary & Eaton, op.cit., pp.94-100。
⁶⁷ 堀井、1991、pp.101-102。
⁶⁸ 石井、2008、p.18。
⁶⁹ 石井、2008、pp.26-27,321-342。
⁷⁰ 斎藤一夫、1962、pp.191-212。
⁷¹ 石井、2008、pp.10-13,63-88。エヒードの詳細については同書第II部の第4,5章を参照。
⁷² 石井、2008、pp.21-23。
 Lehman, op.cit., *Agrarian reform in Chile, 1965-1972: An essay in contradictions*. Ch.3, pp.71-120。
⁷³ 斎藤仁「戦前日本の土地政策」斎藤仁編、前掲、pp.3-42。
⁷⁴ 大和田、1963、pp.321-325,328-346。
 松田、前掲、pp.393-397。
⁷⁵ 桜井、前掲、pp.45-46,107-113。
⁷⁶ 友杉孝「タイにおける土地所有の展開過程」斎藤仁編、前掲、pp.213-231,241-243。
 タイの20世紀後半の小作・地主関係の詳細については、藤本彰三「タイ稲作農村における土地制度と技術革新—3地域の比較分析—」梅原編、前掲、pp.195-209を参照。藤本はタイの北部・中部・南部の3地域の小作・地主関係を比較分析しているが、80年代前半までにおいて、中部タイにおいて、最も小作制が発達していた。
⁷⁷ 玉井虎雄「マラヤの土地改革」大和田編、前掲、1963、pp.304-309。
⁷⁸ 村野勉「北ベトナムの土地改革」斎藤仁編、前掲、pp.68-74。
⁷⁹ 深沢、前掲、pp.198-217。
⁸⁰ 高橋純一、前掲、pp.93-117,125-128。
 平野義太郎「アイルランドにおける土地問題—『農業問題と土地変革』より—」守屋典郎編『平野義太郎選集第四巻、土地改革とその歴史的展開』白石書店、1991、pp.177-243。平野はアイルランドの19世紀中盤の大飢饉に至る経緯と農地改革が本格化する19世紀後半までの小作・地主関係を分析し、イングランド土地寡頭制による搾取をアイルランド農民の困窮の主因としている。平野は危機的社会的状況を以下のように概略している。「一八四六年の大飢饉後一八七四年までに、二百三十二万人の人口が減少し耕地は増大したにもかかわらず、小作料の高率は増大し、十八世紀後半における土地問題を農民の生死の実践的闘争の焦点に置いた。」p.181。
⁸¹ 高橋純一、前掲、p.53,75-90,100-106。
⁸² 塚、前掲、pp.2-14。
⁸³ 葛建廷「日本の農地改革—その意義と限界—」『創価大学大学院紀要』(第31集)創価大学大学院、2009、pp.147-148。
⁸⁴ 国際食料農業協会、前掲、p.108。
⁸⁵ 高橋彰、前掲、pp.343-345。
⁸⁶ 大和田、1962、pp.137-137,142-144。
⁸⁷ 深沢、前掲、p.219。
⁸⁸ 塚、前掲、pp.130-131。
⁸⁹ マリア・ロザリオ・ピケロ・バレスカス『真の農地改革を目指して』(訳:角谷多佳子)国際書院、1995、pp.101-104。バレスカスは本書で主にマルコス政権以降の農地改革の分析とフィリピンの農地改革の将来的展望を行っている。
⁹⁰ 大和田、1963、pp.348-351,358-359。
⁹¹ 桜井、前掲、pp.69-70。
⁹² Donáth、前掲、pp.84-85。
⁹³ 天野、前掲、pp.26-31。
⁹⁴ 村野、前掲、pp.78-80。

(Received:September 30,2015)

(Issued in internet Edition:November 1,2015)